

あなたを待っている
人達がいます。

福島県立病院で
地域医療に取り組んでみませんか？

福島県立矢吹病院

福島県立喜多方病院

福島県立会津総合病院

福島県立宮下病院

福島県立南会津病院

福島県立大野病院

医師
募集



福島県病院局

電話024-521-7226 FAX024-521-7924

福島県立病院「ドクターバンク」事業概要

今すぐから将来まで県立病院に勤務する医学部生や医師を募集します。次の3コースから選択できます。勤務先の病院は、医師の希望と各県立病院の募集状況により決定します。

すぐに県立病院に勤務するコース ～スキルを磨く医師を応援～



県立病院の勤務を希望する医師を募集します。

充実した研修制度が
スキルアップにつながります。

医師医学研修制度

- 研修は、研修期間を除く在職期間の半分の期間(2年間を限度)まで実施可能
- 研修時期は、**研修をしようとする期間と同期間勤務後に自由に設定可能**(ただし、1年間勤務後とする。)
- 研修期間中も**病院局給与規程に基づく給与を支給**

■例えば…

2年間研修する場合の勤務パターン



海外医師派遣制度

海外の学会で発表する等の場合には
予算の範囲内で旅費を支給

医学研究補助金

勤務期間中も医学研究に対し
予算の範囲内で補助金を交付

将来県立病院に勤務するコース ～将来県立病院に勤務する方を応援～

将来県立病院へ勤務しようとする医学部生や医師に対し、資金貸与や臨床研修などを通じて応援します。

医師修学資金貸与事業

将来、県立病院に医師として勤務しようとする医学生に対し
修学資金を貸与します。

医師研修資金貸与事業

将来、県立病院に医師として勤務しようとする後期研修
医に対して研修資金を貸与します。

臨床研修事業(会津総合病院)

へき地医療拠点センター病院としてへき地医療の中心
的役割を担っている当院で、臨床研修医を募集します。

女性医師再就業支援事業(会津総合病院)

再就業を希望する女性医師に対して、再就業に必要な
臨床研修等を実施します。

医師修学資金貸与者、自治医大卒業生、地域医療に関心のある学生等と将来の県立病院を語るワークショップや県立病院見学会を実施します。

※応募方法は各事業により異なります。詳しくは福島県病院局へお問い合わせ下さい。

これから県立病院勤務を考えるコース ～県立病院勤務を考えるための手助け～

高齢や育児中のため非常勤の勤務を希望している医師、新たな勤務先を求めている医師などへ
情報を発信するほか勤務に関する相談に応じます。まずは、福島県病院局へ登録しませんか。

情報発信

県立病院ニュース、
各県立病院広報誌等の
情報提供

勤務医師との 意見交換会

県立病院の医師と
医学に関する情報を交換
しませんか

出張相談

県立病院の勤務に
関する相談にいつでも
お伺いします。

※所定の用紙に必要事項を記入の上登録願います。所定の用紙は、病院局ホームページからダウンロードできます。

福島県立病院ドクターバンク事業(すぐに県立病院へ勤務するコース)募集要項

- 1 募集職種 医師
2 募集人員 若干名
3 募集期間 随時
4 採用予定月日 応相談
5 勤務 県立病院で診療業務に従事
6 研修 (1) 研修期間は、診療業務に従事した期間(従事しようとする期間を含む)の半分の期間まで可能。ただし、最大2年間とする。
(2) 研修時期は、次のいずれにも該当する時期から自由に設定可能となる。
① 1年間診療に従事した後
② 研修しようとする期間と同期間診療に従事した後
(3) 定年に達するため、上記(1)または(2)を満たせない場合は、研修を受講できない。

- (4) 研修先は国内外いずれも可能ですが、研修を受ける医師が決めることとなる。
7 診療に従事している期間の研修・研究
(1) 海外の学会で発表する等場合には、予算の範囲内で旅費を支給
(2) 医学研究に対して予算の範囲内で補助金を支給
8 身分 福島県職員(企業職員)
9 給与 (1) 県病院局給与規程に基づき支給
(2) 研修期間中も県病院局給与規程に基づき支給
10 応募資格 (1) 地方公務員法第16条(※1)の規定に該当しない方
(2) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了している方(※2)
(3) 採用予定時点で、65歳未満までの方
11 定年 65歳に達した日以後における最初の3月31日

- (※1) 地方公務員法第16条(欠格事項) 第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
(1) 成年被後見人又は被保佐人
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
(4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
(5) 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(※2) 平成16年4月1日以前に医師免許を受けている方及び同日前に医師免許の申請を行った方であって同日以降に医師免許を受けた方は、臨床研修修了者とみなす。

ドクターバンク事業

福島県立病院に勤務し、地域医療を支える医師を募集します。

病院事業管理者から



福島県病院事業管理者
茂田 士郎

福島県立病院は平成19年4月より6つの病院に再編して、新しくスタートしました。その中核となる理念は、良質な医療の提供、安全な医療と患者サービスの向上、経営基盤の確立、地域との連携・共生であります。6つの病院はそれぞれ県民のニーズが最も高い地域に立地していますが、残念ながらまだ医師の数が十分ではなく、理想とする医療が進められません。勤務している医師達は、同じような理念を持って地域医療に取り組んでくれる仲間の医師達の参加を強く望んでいます。

福島県では平成23年度を目途に会津総合病院と喜多方病院を統合して近代的な病院を建設する予定です。この病院は地域医療の中核的施設としてITネットワーク化により、他の県立病院や地域の医療機関との連携を取りながら地域に根ざした医療を提供するつもりです。県立病院による地域医療の提供（家庭医療、その他の専門医療）およびネットワーク化については、福島県立医科大学や会津大学（コンピュータ理工学部）と連携し、取り組むこととしています。

福島県と県立病院

FUKUSHIMA



●本県の恵まれた条件

太平洋に接し温暖な浜通り、四季鮮やかな中通り、歴史と伝統ある会津など、多様性のある多極分散型の県土は、様々なライフスタイルの実現が可能です。また、首都圏から概ね200km圏にあることや、強固な地盤により地震が少ないことなど、恵まれた条件にあります。

●福島県立病院

県立病院事業は、6つの病院を運営することで、県内地域の二次医療を提供し、また、へき地等の医療に恵まれない地域の医療等を担い、地域医療の確保と医療水準の向上に努めています。



磐梯山と猪苗代湖



尾瀬



Jヴィレッジ



塔のへつり



大内宿



塩屋埼灯台

- ① 矢吹病院（矢吹町）
- ② 喜多方病院（喜多方市）
- ③ 会津総合病院（会津若松市）
- ④ 宮下病院（三島町）
- ⑤ 南会津病院（南会津町）
- ⑥ 大野病院（大熊町）

福島県の生活

「ちょっと住む、ときどき住む、ずっと住む。みんないいかも、福島県。」
(定住・二地域居住を推進しています。)

●二地域居住とは

東京など都会と福島県の両方に生活の拠点をもち、両方を行ったり来たりする生活スタイル。都会と地方の両方の魅力を味わうことができるというメリットがあります。

仕事や家族の事情で二地域居住をしているケースや、二地域居住を経て定住に移行するケースも見られます。

ドクターバンク事業への応募及び問い合わせ先

電話024-521-7226 FAX024-521-7924

電子メール kenritsubyouin@pref.fukushima.jp

病院局ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/kenbyou/>